

職業訓練指導員免許講習の受講生を募集

●期日 8月2日(火)～5日(金)、9日(火)、10日(水)
※全6回
●時間 9時～17時
●場所 雇用能力開発機構鹿児島センター(鹿児島市東郡元町)
●主な受講資格 下記のいずれかに該当する人
○技能検定(国家資格)1級・単一等級合格者
○職業能力開発校修了者で4年～10年の実務経験者
○学校教育法による免許職種に関する学科を修めた人で、大卒者2年、短大・高専卒者4年、高卒者7年の実務経験がある人
●定員 30人(定員になり次第締め切り)
●受講料 15,500円
※テキスト代含む
●受付期間 5月30日(月)～6月10日(金)
※必着

【問い合わせ・申請先】

県職業能力開発協会
☎099-226-3240

「鹿児島地方法務局鹿屋支局市民講座」の受講生を募集

●日程 8月を除く6月～11月の第3水曜日
※全5回
●時間 10時～11時30分
●場所 鹿児島地方法務局鹿屋支局
●内容 不動産登記制度、戸籍・成年後見制度、人権擁護行政
●講師 鹿児島地方法務局職員及び公証人
●定員 24人(定員になり次第締め切り)
●応募方法 電話でご応募ください。

【問い合わせ・応募先】

鹿児島地方法務局鹿屋支局
☎0994-4316790

串良商業高等学校「生涯学習県民大学講座」の受講生を募集

●マルチメディア講座
●日程 6月7日(火)～7月7日(木)の毎週火・木曜日
※全10回コース
●時間 18時30分～20時30分
●場所 串良商業高等学校パソコン室

【問い合わせ・応募先】

串良商業高等学校「県民大学講座」係
☎0994-632533



お知らせ

家畜伝染病防疫対策の徹底をお願いします

「毎月29日は消毒の日」
昨年4月20日、宮崎県において口蹄疫が発生してから、1年が経過しました。
また、高病原性鳥インフルエンザも昨年11月末から全国各地で発生し、猛威を振るったことから、肝属2市4町と管内の畜産関係団体で肝属地区家畜伝染病防疫対策協議会を設置し、対策等を講じています。

畜産農家並びに市民の皆さんの防疫意識の高揚を図るため、毎月29日を「消毒の日」と定め、地域が一体となって侵入を阻止できるよう防疫対策の徹底をお願いします。

【問い合わせ】

肝属地区家畜伝染病防疫対策協議会
(市畜産林務課内・2階)
☎0994-311118

串良地区の健(検)診会場が串良平和アリーナになります

これまで「串良公民館別館大ホール」で実施していた各種健(検)診が、駐車場や受診スペース確保のため、「串良平和アリーナ」に変更になります。

●対象となる健(検)診
○特定健診(胃がん検診・腹部超音波検診・骨粗しょう症検診・肺がんX線検診・大腸がん検診容器配布も同時実施)
○子宮がん・乳がん検診

※くしらふれあいバスも運行していますので、ご利用ください。
【問い合わせ】
市健康増進課
☎0994-412110



▲串良平和アリーナ

お済みですか? ~住宅用火災警報器は5月31日までに設置しましょう~

平成18年6月1日から各家庭において住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、設置猶予期限が平成23年5月31日までとなっています。6月1日からはすべての住宅に設置が必要になりますので、まだ設置していない住宅は、早めの設置をお願いします。

●購入方法

住宅用火災警報器は、電器店、ホームセンターなどで販売しています。
※購入するときは、**NS**マーク(日本消防検定協会の鑑定マーク)が付いているか確認しましょう。

全国で悪質な訪問販売が多発しています。市役所や消防署が住宅用火災警報器を販売することはありませんので、ご注意ください。

●設置方法

住宅用火災警報器は、天井中央付近につけます。壁から60cm以上離しましょう。



※取り付けを行っている販売店もありますので、詳しくは販売店にお問い合わせください。

【問い合わせ】 大隅肝属地区消防組合予防課 ☎0994-41-7183

「児童虐待」に気付いたら相談してください

「しつけ」と称して繰り返される虐待で、幼い命が奪われる痛ましい事件が後を絶ちません。また、児童虐待の相談や育児不安による子育て相談も増加しています。「虐待では」と感じたときは相談してください。仮に虐待の事実がなくても相談者の秘密は固く守られます。

～児童虐待は、次の4つに分類されます～

●身体的虐待

殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、溺れさせる、戸外に閉め出す など



●ネグレクト(育児放棄)

登校・登園をさせない、病気になっても病院に連れていかない、乳幼児を残したまま度々外出する、食事を食べさせない、衣服など長期間不衛生なままにしておく など

●心理的虐待

言葉で脅したり強迫したりする、無視をする、拒否的な態度をとる、子どもの自尊心が傷つくようなことを繰り返し言う など

●性的虐待

子どもへの性交、性的暴力、性行為の強要、子どもに性器・性交・ポルノビデオなどを見せる など



児童虐待防止のためのシンボルマーク

【問い合わせ・相談先】 市子育て支援課(1階18番窓口) ☎0994-43-2111 内線3186